

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 7 年 4 月 8 日

国税庁長官官房総務課長 殿

照会者名 _____

住所 _____

〒 _____

連絡先 _____

電話番号： FAX 番号： _____

電子メールアドレス： _____

法令適用事前確認手続規則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

税理士法第 52 条

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

私共の事業は、専門業務(デジタルビジネス)特化型のマッチングサイトになり、依頼企業(カスタマー)と業務受託企業(専門企業)とを繋ぐマッチングプラットフォームの運営を予定しております。専門特化型サービスで特定の分野に特化しており、専門性が高くニッチなニーズに応えることがセールスポイントとなっております。

依頼企業(カスタマー)から業務(専門業務)依頼を受け、それを受託できる業務受託企業(専門企業)に繋ぎ、お互い条件等が合致し、その業務が終了した時点で、業務受託企業(専門企業)から、紹介成功報酬の名目で当初定めた手数料を受け取ります。

3 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

当該ビジネスモデルは、私共が直接当該業務(専門業務)を行うわけではなく、あくまで企業内税理士が所属するコンサルティング会社や、税理士法人という企業内に雇用されている会社組織内の企業内税理士等が行う一般的な社内業務であり、雇用している事業会社等から紹介成功報酬を貰うものであるため、一般的な民間企業との相対取引であり、なんら規制を受けることがなく、照会の税理士法に違反するものではないものと考えております。

以 上